

2023年11月28日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）」

「お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド」

「お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド」

およびそれらのマザーファンド

約款変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下 6 ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、本件変更後、当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

## 1. 対象ファンド

- ① お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）
- ② お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）
- ③ お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド
- ④ お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド
- ⑤ お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド
- ⑥ お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド

## 2. 変更内容・変更理由

変更内容

- (1) ヘッジ目的以外のデリバティブおよび為替予約の禁止
- (2) その他形式面の軽微変更

変更理由

(1) ヘッジ目的以外のデリバティブおよび為替予約の禁止

新 NISA 成長投資枠の要件を満たすため、デリバティブ取引の利用目的をヘッジ取引、現物代替の利用のみとすること、及びヘッジ目的、現物代替の利用以外での組入 ETF におけるデリバティブ取引の利用を禁止する旨を定めるものとなります。

(2) その他形式面の軽微変更

(1) の約款変更に合わせて、形式面の約款変更を行います。

(※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。)

3. 変更日

2023 年 12 月 12 日

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の 9:30~17:00

新旧対照表

①お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) 等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券 (ETF) 等におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限り</u>ます。</p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) 等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50%以内とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p>第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p>第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額がマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>

<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とそ</p>

<p>す。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>の元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第24条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第29条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第29条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>

②お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド(世界の実物資産中心)

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券(ETF)等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p>	<p>運用の基本方針2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券(ETF)等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p>

<p>③ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、投資する投資信託証券（ETF）等におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</u></p> <p>⑤ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>③ 同一銘柄の投資信託証券等への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>
<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、<u>第41条、第43条第2項</u>および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p>	<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、<u>金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</u></p>
<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをい</p>	<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第19条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、</u>わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引</p>

<p>ます。) ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>

<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する外貨建資産</u>について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>
--	---

③お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)</p> <p>受益証券を通じて、環境・社会貢献に注力している企業を中心に構成された世界の投資信託証券 (ETF) に投資を行うことにより、中長期的に安定的なリターンの獲得を目指します。</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド</p> <p>受益証券を通じて、環境・社会貢献に注力している企業を中心に構成された世界の投資信託証券 (ETF) に投資を行うことにより、中長期的に安定的なリターンの獲得を目指します。</p>
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) 等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する<u>実質</u>比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>同規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、<u>価格変</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) 等への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>委託者は、一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>



<p>動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。また、マザーファンドを通じて投資する投資信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額がマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。な</p>

<p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>お、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p>

<p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、</u>外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>
---	---

④お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・マザーファンド

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、<u>同規則に従い当該比率内</u>となるよう調整を行うこととします。  ④ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)</u> は、<u>価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u> 投資する投資</p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限 ① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、<u>委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率内</u>となるよう調整を行うこととします。  (新設)</p>

<p>信託証券（ETF）におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条、<u>第41条、第43条第2項</u>および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</p>	<p>（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）</p> <p>第5条 この信託に係る受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第6条および第49条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。</p>
<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第19条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 </p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれら</p>	<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第19条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。 </p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物</p>

<p>の取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 21 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 26 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため</u>、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>

⑤お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド

(新)	(旧)
運用の基本方針 2. 運用方法	運用の基本方針 2. 運用方法

<p>(3) 投資態度</p> <p>①お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）<u>受益証券に投資</u>をすることにより、主として世界の上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、生きるために必要不可欠と思われる水関連テーマ、食料関連テーマ、エネルギー関連テーマに分散投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。</p>	<p>(3) 投資態度</p> <p>①お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド<u>受益証券に投資</u>をすることにより、主として世界の上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、生きるために必要不可欠と思われる水関連テーマ、食料関連テーマ、エネルギー関連テーマに分散投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。</p>
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する<u>実質比率</u>は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>同規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>④ <u>デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）</u>は、<u>価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</u>また、マザーファンドを通じて投資する<u>投資信託証券（ETF）</u>におけるデリバティブ取引の利用についても、<u>実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券（ETF）への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>委託者は、一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

<p>する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限りません。</p> <p>⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限) 第 20 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額がマザーファンドの投資信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>(先物取引等の運用指図) 第 22 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。  ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図) 第 22 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）</u>ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。  ② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場</u></p>

<p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 23 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第 24 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第 29 条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得</p>



<p>た額をいいます。)との合計額について、<u>外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>	<p>た額をいいます。)との合計額について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>
--	---

⑥お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド

(新)	(旧)
<p>運用の基本方針2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、<u>同規則に従い当該比率内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>⑤ <u>デリバティブ取引 (法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。) は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。投資する投資信託証券 (ETF) におけるデリバティブ取引の利用についても、実質的に価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を</u></p>	<p>運用の基本方針2. 運用方法</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① 投資信託証券 (ETF) への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の 50% 以内とします。</p> <p>④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることになった場合には、<u>委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率内となるよう調整を行うこととします。</u></p> <p>(新設)</p>

<p>保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。</p> <p>⑥ <u>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 19 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>	<p>(先物取引等の運用指図)</p> <p>第 19 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。</p> <p>② 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため</u>、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。</p>
<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。</p>	<p>(スワップ取引の運用指図)</p> <p>第 20 条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため</u>、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利</p>

<p>す。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>
<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第21条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)</p> <p>第21条 委託者は、<u>投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第26条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第26条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、<u>当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。</u></p>

以上